

6段階の保険料に

改めました

昨年度までの保険料は、基準額をもとに所得によって、5段階で納めていただきましたが、今年度からは6段階に変更して、保険料を納めていただくことになりました。(表3)

介護が必要になったときは、介護認定を受け、サービスを利用しましょう。また、サービスは、ケアマネジャーや家族とよく相談のうえ、サービスをうまく組み合わせ、有効に利用しましょう。

▼表3：今年度から平成17年度までの介護保険料

段階別区分		第1段階	第2段階	第3段階
対象		○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	○市民税世帯非課税	○本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税者がいる場合
基準額 2,900円	倍率	0.45	0.70	1.0
	月額(円)	1,305	2,030	2,900
	年額(円)	15,660	24,360	34,800
段階別区分		第4段階	第5段階	第6段階
対象		○本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円未満	○本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上	○本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が500万円以上
基準額 2,900円	倍率	1.25	1.50	1.60
	月額(円)	3,625	4,350	4,640
	年額(円)	43,500	52,200	55,680

▼表4：介護度別単数・複数ケアプランの状況

介護度別	1種類利用		2種類以上利用		合計(人)
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
要支援	55	82.1	12	17.9	67
要介護1	116	69.9	50	30.1	166
要介護2	80	51.9	74	48.1	154
要介護3	40	41.7	56	58.3	96
要介護4	12	17.4	57	82.6	69
要介護5	3	6.0	47	94.0	50
全体	306	50.8	296	49.2	602

※表は14年12月の在宅サービスの利用状況です。介護度が重くなるにつれ、複数サービス利用率も高くなっています。複数ケアプランは、通所介護(デイサービス)や通所リハビリテーション、訪問介護、福祉用具のリース、短期入所(ショートステイ)、訪問看護などを組み合わせて利用されています。

仮算定期間中の保険料について

◆普通徴収の人(保険料を金融機関などで直接納める人)

普通徴収の仮算定期間(4月から7月まで)は、昨年度の所得段階別保険料額を基礎に仮算定保険料を納めていただきます。

8月に今年度の保険料を本算定し、仮算定による保険料を除いた保険料を8月以降に納めていただきます。

※なお、仮算定期間中に65歳になられた人は、世帯の前年の合計所得金額などをもとに、仮の所得段階区分を定め、仮算定保険料を納めていただきます。

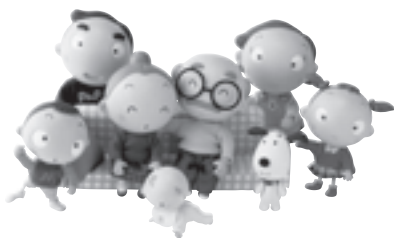
◆特別徴収の人(保険料を年金から天引きされる人)

15年2月の保険料と同じ額を4月、6月、8月に納めていただきます。

8月に今年度の保険料を本算定し、仮算定による保険料を除いた保険料を10月以降の年金の定期支払い時に納めていただきます。

◆納付書および通知書

仮算定の納入通知書は4月中旬、本算定の納入通知書は8月中旬に発送します。



問い合わせ
福祉課介護保険係
内線316・317・319